第124回福島市都市計画審議会

議 事 録

日 時:令和5年5月18日(木)

午後2時00分から

会場:キョウワグループ・テルサホール(福島テルサ)

3階 「あぶくま」

◆第 124 回 福島市都市計画審議会 議事録

○日時:令和5年5月18日(木)午後2時~

○場所:キョウワグループ・テルサホール 3階 あぶくま

司 会(都市政策部 紺野次長)

定刻となりましたので、ただいまより第124回都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様には何かとご多忙のなか、ご出席を頂き、ありがとうございます。

2名の委員の方がまだ遅れておりますが、始めさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の進行を務めさせていただきます、福島市都市政策部次長の紺野文康と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず初めに資料のご確認からお願いしたいと思います。

本日の資料は、事前に送付しております、「第124回 福島市都市計画審議会 次第」、

「第 124 回 福島市都市計画審議会 議案集」、「第 124 回 福島市都市計画審議会 議案図集」、パワーポイントによる説明資料、「福島市都市計画審議会委員名簿」、「福島市都市計画審議会条例」、「福島市都市計画審議会会議運営規則」の7種類と、お手元に置いております「座席表」もありますのでご確認いただければと思います。

なお資料のお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お手を挙げていただけますでしょうか。

それでは、「第 124 回 福島市都市計画審議会 次第」に従いまして進めさせていただきます。

始めに、本日の出席及び欠席者につきましては、座席表によりご確認願います。

都市計画審議会委員で、代理出席の方のみをご紹介いたします。

14番、国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所長 丸山和基様については、 副所長 伊藤英和様が代理出席となっております。

15番、福島警察署 署長 保科直樹様については、交通第一課長 村越健一様が代理 出席となっております。

16番、福島県県北建設事務所 所長 長嶺勝広様については、企画調査課長 小野田慎様が代理出席となっております。

よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員 20 名中 17 名のご出席をいただいておりますので、本審議会条例 第6条第2項の規定により、出席者数が委員数の2分の1以上の定足数に達しておりますので、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。

司 会(都市政策部 紺野次長)

続きまして、議事に入ります。

福島市都市計画審議会条例第5条により、審議会の議長は会長があたることとなって おりますので、議事の進行につきましては、小林会長にお願いしたいと存じます。 それでは、小林会長、正面中央の会長席に移動をお願いします。

(小林会長 議長席へ移動)

<u>議長(小林会</u>長)

それでは、暫時、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。 委員の皆様には、ご専門の立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げま す。

まず、本日の会議の公開についてお諮りいたしますが、福島市都市計画審議会においては、個人情報等を含まない案件であれば、公開会議とし、会議次第、本審議会委員名、 議事録を福島市のホームページ等に公開することでよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長(小林会長)

続きまして、議事録署名人の選出ですが、本審議会会議運営規則第 13 条第 2 項による 議事録署名人、お二人の選出について、お諮りいたします。

慣例に従いまして、議長より指名してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

議長(小林会長)

本日は、9番石山波恵委員、18番引地洲夫委員をご指名いたします。

両委員よろしくお願いいたします。

続きまして、傍聴の申し出について、事務局より報告願います。

本日は傍聴人の申し出はありますでしょうか。

事務局(都市計画課 大波係長)

報道機関2名、一般傍聴0名、合計2名の申し出があります。

議長(小林会長)

事務局より傍聴人申し出の報告がありましたので、傍聴の条件として

- 1. 発言は一切認めない。
- 2. 審議の妨げになる言動があった場合は、退場を命じる。

- 3. 審議が終了した時には、採決の公正を期すため、採決の前段で退場していただく。
- 4. 写真撮影・映像撮影・録音等は一切禁止するが、報道関係者においては、会議の 冒頭に限り、写真の撮影をできる。

以上の条件で傍聴を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 (異議なし)

議長(小林会長)

それでは、事務局は、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

傍聴の条件は次のとおりといたします。

- 1. 発言は一切認めない。
- 2. 審議の妨げになる言動があった場合は、退場を命じる。
- 審議が終了した時には、採決の公正を期すため、採決の前段で退場していただく。
- 4. 写真撮影・映像撮影・録音等は一切禁止するが、報道関係者においては、会議の 冒頭約5分間に限り、写真の撮影をできる。

以上の条件で傍聴を認めます。よろしいですね。

(傍聴人了承)

議長(小林会長)

本日、ご審議いただく案件は6件で、内訳は、議案第270号 県北都市計画用途地域の変更(案)について、議案第271号 県北都市計画地区計画の決定(案)について、議案第272号 県北都市計画地区計画の変更(案)について、議案第273号 県北都市計画下水道の変更(案)について、さらに加えて、協議案件1 県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案の承認について、協議案件2 県北都市計画区分を変更する案の承認について、となっております。

なお、表決については、事務局説明、審議終了後、表決をお諮りいたします。

それでは、事務局から説明を頂きますが、議案第 270 号から議案第 273 号までは、区域 区分の変更に伴っての案件で、全て関連がありますので一括で説明したい旨事務局より 申し出がありましたが、そのように進めてもよろしいでしょうか。

(同意多数)

議長(小林会長)

それでは、事務局より一括説明をお願いいたします。

事務局(都市計画課 赤間課長)

事務局の都市計画課長の赤間智行と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は議案第 270 号から第 273 号までの議案を、パワーポイントを中心に一括して説明させていただきます。

今回は、第Ⅱ期福島おおざそうインター工業団地整備に都市計画法上必要な件について ご審議いただくものでございます。

大変申し訳ございませんが着座にてご説明させていただきます。

1ページ目です。

議案第 270 号ですが、市街化区域に編入する予定のエリアを工業地域の用途に、また 市街化調整区域に編入する予定のエリアを工業地域の用途から外す件でございます。

議案第 271 号は、新たに、工業地域の用途に変更するエリアに福島おおざそうインター工業団地の地区計画を決定する件です。

議案第 272 号は、既存の市街化調整区域である、大笹生地区計画の変更に関する件でございます。

2ページでございます。

議案第 273 号は、市街化調整区域に編入するエリアの公共下水道区域を変更するものでございます。

協議案件1と2は、福島県の決定でございますが、市の意見を県に提出する必要がございますので、その内容を協議し、ご承認をいただいた上で回答したいと考えております。 以上、議案4件、協議案件2件をご審議いただくものです。よろしくお願いいたします。

まず、第Ⅲ期福島おおざそうインター工業団地整備の必要性についてご説明させていただきます。

3ページでございますが、福島おおざそうインターチェンジ付近の航空写真となります。 青線で囲んでありますのが、第 I 期の工業団地でございます。

その北側が、この度1周年を迎えて令和5年3月31日現在で167万人の来場がありました「道の駅ふくしま」でございます。

第Ⅰ期工業団地は6区画分譲しておりまして、うち5区画はもう販売完了済みです。 残りの1区画も、6月30日に契約締結の予定であり、販売完了する見込みでございます。 第Ⅱ期、今回対象になってまいりますのは、この赤線で囲んでいる部分 19.5ha でございます。 4ページでございます。

必要性でございますが、第Ⅲ期の工業団地は福島おおざそうインターチェンジに隣接しておりまして、高速交通ネットワークの充実や、立地のポテンシャルの高さは大きなメリットでございます。

交流人口増加に伴う周辺整備に寄せる地元住民の期待は非常に大きいものがあります。 市では平成30年以降福島市へ立地した企業は、第I期工業団地を中心に4年間で18社 ございます。

本市の情報発信及び立地優位性のPRを行う企業セミナーやトップセールスによる積極的な誘致活動により、県内外からの企業からの用地に関する問い合わせが数多く寄せられているところでございます。

現在、市内の工業団地の分譲地はすべて売却予定となり、企業に提供できる分譲がない 状況でございます。

そのため、持続可能な産業振興のため、人口減少対策や雇用創出に繋がる企業誘致の 受け皿となる第Ⅱ期の福島おおざそうインター工業団地の整備が必要となるものでござい ます。

なお、令和5年2月1日ですが、公共事業評価委員会において新規事業着手と対応方針 が決定されたところでございます。

5ページです。

地元説明会の内容でございます。

令和3年の2月、それと7月と令和4年の4月に地元代表者と地元住民に対して、事業概要の説明、計画内容、整備スケジュールについてご説明しました。

地元代表者と地元住民の方々からはご理解をいただいたところでございます。

そして6月には、第Ⅲ期工業団地整備に必要な市街化区域の編入や新たな地区計画の 決定、及び既存地区計画の見直しについて説明会を開催し、ご理解をいただいたところで ございます。

以上の内容により、第Ⅲ期の工業団地の整備は急務であり、そのために、議案第 270 号から第 273 号の審議が必要となるものでございます。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

7ページです。

用途地域の区分について記載しております。

大きく住居系、商業系、工業系がございまして、12の用途地域がございます。

今回は工業地域の用途にするものでございます。

8ページでございます。

用途を工業地域にする理由でございます。

右側の用途地域変更箇所位置図のところで色がついているところが市街化区域、白地のところは市街化調整区域、エリア外のところは都市計画区域外のエリアとなっております。

1番、大笹生地区のエリアですが、市街化区域に編入する予定のため、現在の工業団地の土地利用に合わせることと、第Ⅲ期工業団地のエリアとして 35.2ha を工業地域にするものでございます。

次に2番の岡島地区ですが、福島工業団地の一部のエリアは山林で、斜面の傾斜が急で険しい上、地層が岩など造成することが難しく、今後も造成の見込みがございませんので、市街化調整区域に編入する予定であり、このエリアの 19.5ha を工業地域の用途から外すものでございます。

なお、市全域で工業地域は 15.7ha の増加となるものでございます。

9ページでございます。

大笹生地区の拡大図でございまして、工業地域の用途にするエリアを水色で着色して おります。

面積は先ほど申し上げました通り、35.2ha でございます。

市内全域の工業地域と同様、建ペい率は60%と容積率が200%でございます。

10ページでございますが、岡島地区、福島工業団地の拡大図でございますが、赤線で囲んであるエリアが市街化調整区域に編入が予定されております。

そのため、工業地域の用途を外すものでございます。

11ページです。

1番は、大笹生地区のことでございまして、市街化区域編入が予定されておりまして、 工業地域の用途になるエリアの所在を記載しているところでございます。

2の方は岡島地区のことでございまして、市街化調整区域編入が予定され、工業地域の 用途を外すエリアの所在を記載しております。

12ページでございますが、縦覧等の状況です。

4月26日から5月10日の期間で、用途地域変更(案)について縦覧しましたが、意見書の提出はございませんでした。

本日の審議会でご承認いただいた場合、市長に答申後、福島県との最終協議を経て、 7月中に都市計画決定をする予定でございます。

13 ページですが、続きまして、議案第 271 号でございます。 総括図でございます。 赤で着色している部分が、工業地域の用途にする大笹生地区 35.2ha であり、このエリアに新たな地区計画を決定するものでございます。

15ページですが、拡大した位置図になります。

新たに地区計画を決定するエリアを赤で着色しております。

地区計画の決定理由は、既存の工業団地や第II期工業団地を、周辺の自然環境や景観に 配慮し良好な産業用地の形成を図るため、新たに地区計画を決定するものでございます。

16ページです。

インターチェンジ付近の航空写真でございますが、新たに地区決定をするエリアを赤で 着色しております。

福島おおざそうインター工業団地地区計画のエリアの大笹生の大字・小字の所在を記載しているものでございます。

18ページでございます。

地区計画の目標でございます。

大笹生地区の地域振興、活性化を図るため、工場とそれに関する研究開発施設、物流 施設並びに地域振興に資する施設用地とするものでございます。

19ページでございます。

区域の整備、開発及び保全の方針です。

土地利用方針は目標とほぼ同じでございますが、地区計画の目標が達成できるよう、 建築物の整備方針では、建築物等に関する制限などを定めるものです。

制限を定めるものは赤字で記載している内容を制限するものでございます。

地区計画の建築物等に関する事項になります。

工業地域は通常、住居系、店舗系、遊戯施設などの建築物が可能であります。

そのため、先ほどご説明した地区計画の目標が達成できるよう、建築物等の用途を制限 するものでございまして、住居、店舗、遊戯施設など、記載しております建物は建築でき ません。

建ぺい率は、先ほど申しました通り60%、容積率は200%でございます。

敷地面積の限度は 2,500 ㎡。

黒点線で囲んでいるエリアに関しては、道路境界から3m壁面後退する箇所、その黒点線をしてない場所に関しましても、2m以上の壁面後退をする制限がかかります。

理由としましては、建物と道路との間に空間を確保して、公共空間から見たときの圧迫 感を和らげるとともに町並みをそろえることによって、景観などの環境の向上を目的と しております。 また、建築物等の形態と意匠の制限ですけれども、屋外広告物も含めて、福島市景観まちづくり計画に準拠していただくことになります。

福島市景観まちづくり計画ですが、市全域を計画区域としております。

建築する場合、事前協議を経て行為の届け出をしなければなりません。

景観に配慮すべき事項や色彩に関する景観に配慮すべき事項を審査して、周辺の田園風 景を損なわないよう指導をして参ります。

かき又は柵の構造の制限です。

門柱、門扉に関するものは除きますが、生垣、植栽または2m以下のフェンスにしなければなりません。

緑豊かで良好な町並みの推進、維持、保全を図るとともに、地震などの災害時における ブロック塀等の倒壊防止、また防犯上の観点から、かき又は柵の構造の制限を定めるもの でございます。

21 ページでございます。

地区計画エリアの災害ハザードマップ、洪水ハザードマップになります。

ほとんどが白地のところか、0.5m未満のところですけれども、一部 0.5mから3m未満の浸水するエリアがございます。

今回、ここの第Ⅱ期の工業団地の造成において盛土をする予定でございまして、造成後はハザードエリアから除外される予定でございます。

22 ページでございます。

議案第 270 号と同様、地区計画 (案)の縦覧を4月 26 日から5月 10 日までしましたが、 意見書の提出はございませんでした。

同じく本日の審議会でご承認いただいた場合、市長に答申後、県との最終協議を経て、 7月中に都市計画決定をする予定になっております。

23 ページでございます。

議案第272号でございます。

議案第 270 号と第 271 号でご説明した通り、既存の市街化調整区域の大笹生地区計画の一部が市街化区域に編入される予定であり、工業地域の用途になることに伴い、必要な事項について変更するものでございます。

24ページです。

総括図でございますが、赤で着色している部分のエリアが変更後の市街化調整区域の 大笹生地区計画 約 2.8ha でございます。

25 ページですが、既存の大笹生地区計画の 20ha は、赤線で囲まれたエリアでございま

して、A地区とB地区に分かれております。

これに関しましては平成29年12月1日に都市計画決定されました。

今回は、A地区すべてとB地区の一部に関して、市街化区域に編入されることが予定されておりまして、工業地域の用途になるため、変更するものでございます。

26ページです。

変更後の地区計画を赤で着色しております。

黄色で着色してある箇所が市街化区域に編入が予定されており、工業地域の用途になることと新たな地区計画が決定されるため、既存の市街化調整区域の大笹生地区計画を、赤で着色しているエリア、いわゆる「道の駅ふくしま」のエリア 2.8ha に縮小するものでございます。

27ページでございます。

主な変更点でございますが、位置や面積を「道の駅ふくしま」のエリアに縮小すること、建築物等に関する事項のうち、工業団地に関わる部分を削除するものでございます。

28 ページでございます。

同じく、4月26日から5月10日まで縦覧を行いました。

意見書の提出はございませんでしたので、本日の審議会でご承認いただいた場合は、 同じく市長に答申後、福島県との協議を経て、7月中に都市計画決定をする予定でござい ます。

29 ページ、続きまして、議案第 273 号でございます。

変更理由でございますが、左側の図面中、赤線ですべて囲まれているところが、福島市の公共下水道のエリアでございます。

市街化区域は全域、市街化調整区域は一部含まれております。

今回廃止する面積は、市街化調整区域に編入される予定の面積と同じ 19.5ha です。

この黄色い部分が、今回下水道エリアから除外されるエリアとなります。

下水道は都市施設の一つでございまして、市街化区域等においては、下水道に関する 都市計画を必ず定めるべきとされております。

今回、岡島地区、福島工業団地の一部が市街化調整区域に編入される予定でありますので、そのエリアを下水道区域から除外するものであり、この31ページで示すように、黄色い部分を福島市の公共下水道区域のエリアから外すものでございます。

赤で着色している部分、これはそのまま下水道区域のエリアとして残ります。

下水道区域から除外されます予定の区域の、大字と小字の所在を記載しているものでございます。

33ページ、同じく、福島市公共下水道の変更(案)について、4月26日から5月10日まで縦覧をしました。

意見書の提出がございませんでしたので、当審議会でご承認いただいた場合、市長に 答申後、県との最終協議を経て、7月中に都市計画を決定する予定でございます。

以上をもちまして議案4件の説明を終了させていただきます。 ご審議していただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長(小林会長)

ただいま議案第 270 号から第 273 号までについて事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等がございましたら、議席番号とお名前を述べてから、ご発言願います。 それではお願いいたします。

この度実際にやろうとしておられることは、非常に簡単なのですけども、都市計画の 手続き的に、出して足したり引いたり結構ややこしい手続きになっておりますので、もし ご質問等ありましたら、忌憚なくご発言ください。

よろしくお願いいたします。

委 員(13番 沢井委員)

13番の沢井でございます。

まずおおざそう工業団地第II期の必要性についてそこにいろいろ書かれているのですけれども、ある市民の方から意見をいただいた時に、松川工業団地、私は全部完売してもう福島市として売るところがないとは理解したのですが、市民の方は、活用されてないような状況に見えるので、あんなに残っているのにまだ造成するのかという意見をいただいたことがあります。

その他の工業団地での活用状況や実際の稼働率を、もしわかればお聞かせいただきたいです。

事務局(企業立地課 澁谷課長)

松川工業団地につきましてというよりも、福島市の工業団地は、大笹生以外はすべて 完売ということになってございます。

そして、松川工業団地に今空いているところはあるのですが、あれは空いているところではなく契約済みでありまして、今は建物を建設する計画を立てているということになってございます。

ですので、市内の工業団地はすべて空いているところはないというところでございます。

委 員(13番 沢井委員)

どの程度が、松川工業団地で、現在の状況としてどのぐらい稼働しているのか、また 未稼働の部分とその比率はわかりますか。

事務局(企業立地課 澁谷課長)

松川工業団地は現在、土地の契約はしているのですが、今建物を準備しているのがミドリ電機さんであり、あと倉敷レーザーという会社、岡山県の会社ですが、こちらの方は昨年福島市の佐倉西工業団地から松川工業団地に移動しております。

ミドリ電機さんの区画の割合ですが、松川工業団地の2割程度というふうに考えてございます。

その2割程度が今空いているように見えると。

ただ、契約はしております。

委 員(13番 沢井委員)

ありがとうございました。

2割程度ならそれほどでもないような感じですけど、何か印象としては市民の方は大分空いているなという印象を持たれているのだと思うのです。

あともう一つ、お聞きしたいのですが。

万が一土地を売却した後に、なかなか計画がうまくいかない、進まないような状況があったときに、市としてはどのような勧告というか行動に出るのかお話しいただければと思います。

事務局(企業立地課 澁谷課長)

立地促進条例の中では、工業団地と区画を企業様と契約しましたら、3年以内に操業していただいて、そして10年以上は続けていただきたいというようなことで、助成金を出しているものですから、約束事ということで企業様の方には申し出ております。

委 員(12番 佐々木委員)

12番の佐々木です。

同じところで必要性についてというところなのですけど、4ページのところで、第 I 期は6区画で販売がすべて終わるということだったのですが、第 II 期の予定の区画というのはどのぐらいなのか。

それから、多くの企業から問い合わせがありということなのですが、実際に何社から どういう内容の問い合わせがあったのかということを教えてください。

事務局(企業立地課 澁谷課長)

(参考資料:第Ⅲ期の区画割図(別パワーポイント資料)を掲示)

今画面でありますように、8区画用意してございます。

上に調整池があるのですが、その下から 0.8ha が 3 つ。

そしてその横、紫色が1から3ha ぐらいの大きさだと思うのですが、あと一番下が3から6ha、左下が6ha と一番大きいところとなり、合計 16ha となっております。

ただ企業様によりまして、いろいろな形態がございますので、それにつきましては募集をしまして、そして企業様の意見を聞いて、例えば6ha も必要ないとか、逆に言うともっと必要だとか、そういうことがあれば企業様の需要を鑑みながら考えていきたいと、区割りの方も変更していきたいというふうに思っております。

あと現在、第Ⅲ期の工業団地につきましての問い合わせにつきましては、昨年から 20 社 ほど問い合わせがございまして、特に製造業だったり、物流だったりとかがございます。

ただ企業様の方も、やはり不動産関係者から連絡があったり、あとメーカーとか、会社名とかは言わないで、このくらいが必要なのだけどもどうでしょうかということで、問い合わせに応じております。

やはり大笹生の場合、高速道路の真下ということで、いろいろ需要はとても多いと、 そして我々の方もトップセミナーとか、東京・関西の方に行ってPRしておるのですが、 そういった感触はとても良好であるというふうに感じております。

委 員(7番 村川委員)

5ページ以降の説明会経過というところで、埋蔵文化財試掘調査協力整備スケジュールというのがありますけど、具体的にどういう場所でどの程度とか、そういうことがわかれば教えていただきたいのですが。

事務局(企業立地課 板垣係長)

今回の第Ⅱ期の19.5ヘクタールの箇所になります。

そちらの方の南東等の箇所に、埋蔵文化財の館館跡という遺跡がございまして、令和4年度に試掘調査ということで、試験掘りの方を実施しております。

その試験掘りの結果、遺構と遺物が確認されたのですけども、保存するまでの遺物ではないということになりまして、今年度本調査を実施する予定となっております。

そちらで記録をすることによりまして、切土・盛土をすることは可能となっていること を、埋蔵文化財調査室の方とも協議しております。

委 員(7番 村川委員)

ここは地名が舘西か何かという地名のところですか。

事務局(企業立地課 板垣係長)

舘ノ内となります。

委 員(11番 小野委員)

11番の小野京子です。

今回の議案に関連なのですけれども、大笹生インター工業団地の環境整備の中で道の駅がありますけれども、市民の方からの要望で、道の駅の入り口がちょっとわからなくて 手前のインターに入って米沢まで行ってしまうこともあるということです。

道路のこの案内の表示をきちんとしていただければ、という市民の方から要望がありま すのでお願いいたします。

事務局(都市計画課 大波係長)

現地の方には、米沢の方の入り口に、こちら東北中央自動車道の入口だというふうに 案内はあるのですけど、なかなか道の駅と距離も近いものですから、中には間違って米沢 に入っていってしまうという方もいるというお話は聞いています。

ただこの場は都市計画審議会なので、例えばすぐ路面表示を対応できるかとか、そういうご回答はちょっとなかなか難しいのですが、今議員さんからお話があったことなので、 関係者で、こういう意見が市民の意見としてあったということで、情報共有して何ができるか検討して参りたいと思っております。

委 員(2番 川﨑委員)

議席番号2番の福島大学の川崎です。

よろしくお願いいたします。

特に発言しなくてもいいのですけど、せっかく来たのでちょっと一つと思いまして、 発言させていただきます。

今回市街地を拡大するということで、工業団地を作るということなのですけれども、 今回の件に関して反対ではないということを最初に申し上げておいて、これとは直接的に は関わらないことなのですけれども、工業団地は特に中通りは今絶好調で、福島に限らず どこにでもここにでもできていますね。

その大きな要因の一つとして私が知っている限り、いわゆる原発事故の後にできた企業 立地補助金、これが非常に強力なのだということを伺っています。

ただこの企業立地補助金は、もう確か中通りでは終わった感じですよね。

今残っているのは原発避難 12 市町村、或いは浜通りぐらいしか残ってないということを 伺っています。

チラッとお話を聞いたところによると、今中通りで企業の引き合わせがあるのは、その 立地補助金を活用して入ってきた企業の関連企業だというオーナーが多い、というような 話を聞いたことがありますので、そうすると、今後もどんどん工業系の土地利用事業が増えるという状況はちょっと見通しづらい状況になってきつつあるのかなというふうに思っています。

福島市全体としても、こういった産業系に限らず、住宅地系もそんなに市街地を拡大しようという必要性が非常に旺盛だという感じではなくなりつつありますので、何度も申し上げますが今回の件に反対ということではないのですが、今後、都市計画というと、市として拡大時代にできた産物でもありますので、何となく拡大する需要をコントロールしたいという気持ちはあるのですが、そうではないような都市計画のあり方が求められているところもありますので、すべて今の市街地以外の土地利用を禁止するだとか、許可しないということではないのですが、今後その市街地を拡大する場合にはその需要をよく見定めていただいて、都市計画それから産業系の方と連携して調整していただければと思います。以上、意見です。

議長(小林会長)

ご意見として伺っておきたいと思います。

委 員(4番 菅野委員)

4番の菅野です。よろしくお願いいたします。

今の川﨑先生の話にもかぶるところがあるのかもしれないのですが、19 ページにありますように、区域の整備、開発及び保全の方針の中で土地利用の方針というのがありまして、そこに当然、フルーツラインとかあるような郊外の自然豊かな土地ですので、そこに自然環境とか景観に配慮して、この文章の中にあると例えば開発、施設ですとか物流施設などの工業団地としての利用を図るとあるのですが、その次のページの 20 ページで、建築物等に関する事項ということで例えば建築物の経営形態ですとか、意匠の制限というのもここである程度こう制限といいますか条件を出しているかと思うのですが、この 19 ページに関するような内容ですと、その企業の内容にある程度市の方で制限をかけるというような意味でしょうか。

誘致する企業さんもある程度その内容といいますかその土地利用を図るために、ある 程度こちらでも制限をかけるという意味でしょうか。

事務局(都市計画課 大波係長)

非常に魅力的なところで、第Ⅲ期造成がこれから始まるのですけど、その工場の新設のあり方というか、どういうものが市として望ましいかという視点で、企業立地課で事務局になっていまして、庁内で選定委員会みたいなものがありまして、その中でスタミナであったり、雇用であったり、規模であったりそういうのをヒアリングして、ある程度、市にとってもこの場所にとってもいい施設を選んでいくというようなステップを踏んでおります。

なので、こちらで用途として書いてある物流とかそういう形態の中で、さらに個々の 大笹生にふさわしい建物の用途として、今後も立地をしていきたいというふうに考えて ございます。

委 員(4番 菅野委員)

わかりました。

説明会とか開催されたりするとお聞きしていたので、そういう段階でもそういうPRというか、そういう条件とかをいろいろお話されているということですか。

事務局(企業立地課 澁谷課長)

企業立地課です。

企業様とは、市役所の窓口、あと企業の方に私達が出向きまして、立地する際のお願いといいますか、先ほどの資料にもありましたように、自然環境に調和したということで、ここ工業団地でもございますが、道の駅がございますように観光の名所でもございますので、そういった奇抜なデザインとかそういうのではなくて、自然に馴染めるような建物にして欲しいと。

それと今都市計画係長の方でも話がありましたように、我々の方でも審査委員会というのをもともと設置しておりまして、雇用や、あと地域経済の進展度とか、あと周辺環境との調和とか、そういった部分についても得点は定めながら、企業の方は選定していきたいと思っております。

委 員(4番 菅野委員)

大事な点かと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長(小林会長)

他にいかがでしょうか。

それではご質問等が無いようですので、お諮りしたいと思います。

採決に入りますので傍聴人と報道の方は恐れ入りますが退席願います。

(傍聴人退場)

それでは初めに、議案第 270 号 県北都市計画用途地域の変更(案)については、原案 の通り同意することに決定してよろしいでしょうか。

同意される方は挙手願います。

(同意多数)

どうもありがとうございました。

賛成多数と認め、議案第 270 号につきましては原案の通り同意することに決定する旨、 市長に答申いたします。

次に議案第 271 号 県北都市計画地区計画の決定(案)については、原案の通り同意することに決定してよろしいでしょうか。

同意される方は挙手願います。

(同意多数)

ありがとうございます。

賛成多数と認め、議案第 271 号につきましては原案の通り同意することに決定する旨、 市長に答申いたします。

続きまして、次に議案第 272 号 県北都市計画地区計画の変更(案)については、原案 の通り同意することに決定してよろしいでしょうか。

同意される方は挙手願います。

(同意多数)

賛成多数と認め、議案第 272 号につきましては原案の通り同意することに決定する旨、 市長に答申いたします。

次に、議案第 273 号 県北都市計画下水道の変更(案)については原案の通り同意する ことに決定してよろしいでしょうか。

同意される方は挙手願います。

(同意多数)

賛成多数と認め、議案第 273 号につきましては原案の通り同意することに決定する旨、 市長に答申いたします。

どうもありがとうございました。

次に協議案件に移ります。

事務局は傍聴人、報道の方々を入場させてください。

(傍聴人入場)

では、こちらも協議案件1と2も関連があることから一括して説明したい旨、事務局より申し出がありましたが、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(同意多数)

どうもありがとうございます。

それでは事務局より一括説明をお願いいたします。

事務局(都市計画課 赤間課長)

それでは、協議案件1と2を一括して、私の方からご説明させていただきます。

まず、福島県決定の県北都市計画区域マスタープランの見直しでございます。

県は、一市町村を越えた広域的な見地から都市計画の基本的な方針を定めてございます。 人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについての将来の見通しや 目標を明らかにして、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めているもの でございます。

県北都市計画区域ですが、右下の囲んである場所でございます。

福島市、伊達市、桑折町、国見町の2市2町です。

マスタープランは概ね7年から10年ごとに、社会情勢に合わせて変更するものでございまして、今回は平成26年度に策定した計画を見直しするものでございます。

今回の見直し後は、令和2年度を基準として、概ね20年後の令和22年を目標としているものでございます。

県北都市計画区域の市町村と、全体の都市計画区域の面積に関してはここに記載してある通りでございます。

36ページですが、県北都市計画区域マスタープランの見直しの必要性でございます。

長期的な視点に立った都市の将来像を示すものでございまして、平成26年度に策定した 当時から、人口減少が進み、超高齢化社会の到来と、国際的な目標である持続可能な開発 目標や、最近頻繁に起こります自然災害への対応など、様々な社会経済情勢等の変化に 対応するため、今回見直しを行うものでございます。

37ページですけども、福島市に関する見直しの内容のうち主要な修正点を抜粋しました。 赤字が今回修正された点でございますが、①番の方ですが、特に配慮すべき市街地の 土地利用の方針ということで、土地の高度利用に関することでございます。

福島駅東口駅前の商業エリアは、低未利用地の活用により、高次都市機能の誘導を促進 し、周辺部を支える拠点性の高い高度利用を図るというものでございます。

②番の方が、先ほど議案の方でご審議・ご承認いただきました工業地域に関することでございます。

福島おおざそうインター工業団地は、周辺の営農への影響に配慮しつつ、適切な整備を 図るとしております。 第Ⅲ期の福島おおざそうインター工業団地の整備に必要な事項が記載されているもので ございます。

38ページになります。

区域マスタープラン見直しの今後の手続きでございますが、福島県の方で、令和3年 8月3日、公聴会を開催いたしました。

公述人はなく意見等もございませんでした。

福島県の決定事項ではございますが、市の意見を県に提出する必要がございますので、 本日の審議会で協議させていただきまして、ご承認いただいた上で回答をしたいと考えて いるところでございます。

ご承認いただいて回答した場合、6月中旬ごろに福島県の都市計画審議会が開催され、 承認後国土交通省との最終的な協議を経て、7月ごろに都市計画決定をする予定になって ございます。

39 ページの福島県への市としての回答でございますが、市の意見としましては、第Ⅲ期 の福島おおざそうインター工業団地の整備を図る上で必要な内容が反映されておりますの で、市としては「異存ありません」と回答させていただきたいと考えております。

よろしくご審議の上、市の回答案についてご承認いただきますよう、よろしくお願いい たします。

続きまして、協議案件2の県北都市計画区域区分を変更する案の承認についてでございます。

協議案件1同様、県決定のものでございます。

市街化区域と市街化調整区域の区分を変更する件でございます。

41 ページでございますが、都市計画法第7条第1項で、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができるということになってございます。

福島市の現在の都市計画区域は面積 22,874ha でございまして、着色されている箇所が 市街化区域で、青点線の内側の白地の部分が市街化調整区域となっております。

工業地域は、この水色の部分が工業地域となってございます。

42ページです。

市街化区域と市街化調整区域の区分ですが、皆さんご存知かと思うのですけど、市街化区域は市街地をすでに形成している区域、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である一方、市街化調整区域に関しては原則として開発が抑制されている区域、一定規模以上の計画的開発を除き市街化が抑制されるエリアとなってございます。

43 ページでございます。

赤で着色している箇所が、市街化区域に編入を予定している大笹生地区 35.2ha でございます。

また、黄色で着色している箇所が、岡島地区、福島工業団地の一部でございますが、 市街化調整区域に編入が予定されております、19.5ha でございます。

こちらの表をご覧になっていただければおわかりになるかと思います。

44 ページでございます。

大笹生地区、市街化区域に編入が予定されている箇所に関して、赤線で囲んで内側赤で 染めてございますが、一方で、青で斜線になっているところが道の駅でございます。

これが、以前地区計画を決定したところで、先ほどご承認いただいて、青の部分が調整 区域の大笹生地区計画で、赤の部分が、今回市街化区域に編入される予定の 35.2ha でございます。

45 ページになりますが、航空写真に市街化区域に編入される予定のエリアを図示しております。

先ほどの説明と同様、赤斜線の部分が今度市街化区域に編入される予定の場所で、ここ (左上) が今現在の道の駅のエリア 2.8haになります。

46ページでございます。

福島工業団地、岡島地区なのですけど、今回、市街化調整区域に編入する予定の部分が、 黄色で着色している部分でございます。

この面積 19.5ha が市街化調整区域に編入が予定されているところでございます。

47ページです。

先ほどの図面の航空写真です。福島工業団地のエリアを赤線で囲んでおりまして、現在 市街化区域ですけれども、先ほどご承認していただきましたように、ここの部分が用途を 外すようになります。

今回、この黄色で囲んである場所が、市街化調整区域に編入が予定されている箇所になります。

48ページですが、先ほどの区域マスタープランと同様でございます。

福島県の方で、令和5年4月25日に公聴会を開催しました。

公述人はなく、意見等もございませんでした。

福島県の決定事項ですが、先ほど同様市の意見を県に提出する予定がございますので、 本日の審議会でご協議させていただき、ご承認をいただいた上で回答したいと考えており ます。 同じく6月中旬頃、県の都市計画審議会の承認後、国交省との最終的な協議を経て、 7月頃に都市計画の決定をする予定になっております。

区域区分変更に伴う福島県への回答でございますが、市の回答としましては、第II期福島おおざそうインター工業団地の整備を図る上で、市街化区域の編入は必須条件でございます。

その内容が反映されていますので、市の福島県への回答につきましては、「異存ありません」と回答させていただきたいと考えております。

どうぞよろしくご審議の上、市の回答案についてご承認いただきますよう、よろしく お願いいたします。

以上をもちまして、協議案件1と2の説明を終了させていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(小林会長)

どうもありがとうございました。

ただいま協議案件1及び2について事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見等 ございましたら、協議案件番号、議席番号とお名前を述べてから、ご発言願います。

委 員(9番 石山委員)

9番石山でございます。

37 ページの、この福島市の駅を中心としたマスタープランの見直しの点についてご質問したいのですけども、今も東口再開発も行われていますし、これから東口の商業の地区については本当に大事なところだと思うのですけども、その赤字でかかっております低未利用地の活用等により、多様な高次都市、その云々して周辺を支える拠点性の駅前地区としての、この「ふさわしい土地の高度利用を図る」の「ふさわしい」ということは、具体的にどんな利用がふさわしいのかイメージが湧かないので、イメージというか想像できるようなことを説明していただけたらと思います。

事務局(都市計画課 大波係長)

こちらは、今現在市の方で取り組んでおります、東口の再開発事業の部分をイメージして追記してございます。

まず低未利用地というのは、例えば青空駐車場とか、あとは平屋な建物とか、あそこは商業地域で容積率600%です。

なので、本来はその土地いっぱいの容積率を使った、高いビルなり、建物なり、そういう土地利用ができるところなのですが、非常にもったいない土地の使い方がされているというような状況を低未利用地というような形で表現しております。

そして、ふさわしい土地利用というのはその裏返しになりますけど、容積率をフルに

活用した、高層ビルではないですけど、そういうような町並みといいますか、そういう 土地利用をここでイメージして、ふさわしい駅前の土地、高度な土地利用というような 表現をしてございます。

委 員(9番 石山委員)

大体わかったのですけど、例えば大規模な商業施設とかそれに伴うビルをイメージして、 その誘致も含めてというような感じでとらえてよろしいのですか。

そこまではまだイメージ的なものなので、そんなふうには作りたいというただの思いなのか、それともこれからまさにいろいろなホテルやらが入ってくると思うのですけども、その辺の部分のところは、ここはマスタープランとしてはそこまではいかない、それともそこも含んでというとらえ方でよろしいのでしょうか。

事務局(都市計画課 大波係長)

まずこの県の区域マスタープランというのは、先ほど最初に申し上げましたが、都市計画の基本的な方針を定めるものでありますので、今後、将来 10 年後 20 年後、この辺はこういう土地利用していきたいというような方針、将来こういうふうにしていきたいというイメージづくりをしていきたいのが、マスタープランの主な役割という部分があります。今石山さんが言いました土地利用に関しては、部長の方からご説明いたします。

事務局(都市政策部 森部長)

どうもお疲れ様でございます。

この区域マスタープラン、いろいろな表現があってわかりづらいかもしれませんが、県は、区域マスタープランといいまして、35ページをご覧になっていただくと、この図面で色のついているところ、県北は福島市が入っているところは上の方の赤丸ですけど、その下になると県中であったり浜通りであったり、これが区域マスタープランの区分分けです。

これは行政単位ではなくて、福島市も伊達市とか桑折とか国見と一緒になっていまして、 ですから今ほど大波が申し上げましたように、ある程度の方針を定めるのが区域マスター プランでございます。

そこで、福島市としては都市計画マスタープランというのも持っていまして、それをより具体的にどうするかということは、そちらの方で細かく定義付けさせていただくということになっています。

今回なぜこの区域マスタープランを見直したかというと、県が前回、平成 26 年にやったのですが、それは、平成 23 年に東日本大震災があって時期がずれまして浜通りはできなくて、今回平成 26 年にやって県内でいろいろ調整をかけながら、何地区も変更して、今回は県北・会津・県中だけを、この区域マスタープランを今回直すということで、その中で福島市は、駅前のところの表現が再開発をやるような表現にまだなってなかったのです。

ですから再開発がやれるような表現を加えてくださいという協議をして、再開発を入れ

てもらって、そしてもう一つは、平成 26 年度頃中央道が当時まだ決定していませんでしたので、中央道の周りを工業団地にするということを入れてくださいということで、この 2点を県の方にお願いをして、今回区域マスタープランの見直しとなったというふうに とらえていただければ思います。

委 員(9番 石山委員)

ありがとうございます。

実際、本当に駅前地区としてふさわしい土地の利用を本当に図るということが目的なのですけど、でも今現状を見ると、駅前のこちら側に大きなところにあった、月の花やら笑笑やら大きな居酒屋のところがもうすでに駐車場になろうとしていて、やはりいろいろなところがもうすでに低未利用地の活用等とかになっているのが現在なので、理想はわかりますけど、そういう思いもわかるし、こちらが思っていてもそこの地主さんがやはりパーキングにしてしまうのだということで、こちらが思っている利用ではないふうになっているというのも今なので、その辺の管理とか要望とかその辺までしてやっていただければなと要望として伝えておきます。

ありがとうございます。

事務局(都市政策部 森部長)

もう1個、補足させてください。

この都市計画審議会とは別な動きでございますが、皆さんすでにご存知だと思いますが、 今年の2月に、今石山委員おっしゃったように、福島市の街なかの不動産投資が動いてない現状を踏まえまして、不動産投資研究会というのを立ち上げています。

これは民間の不動産、金融、商業、行政ももちろんまざって 13 団体で今協議をしていまして、5回ほど会議をオープンの場でやらせていただいています。

そして5月24日と5月29日にもシンポジウムとかセミナーを開催する予定でおりますので、今日チラシはないのですが、ぜひ興味のある方はご参加いただければと思います。

その内容といたしまして、やはり建物が古くなって壊して、壊したままになって駐車場 として利用しているところが大変多くございます。

今日図面はないのですが、福島市の中心部は3分の1が駐車場です。

平面駐車場もしくは立体駐車場、そのような状況になっていますので、なんとか投資の方に向けないかとか、逆に駐車場をやるのであれば、一緒に大きい駐車場にしてもらえないかとか、そういうことをお願いしながら、いろんな分野ごとでの共通認識を高めて、これからそういうところをどのようにするかという会議も開き始めましたし、今石山委員がおっしゃったようなところは、行政としても十分に何とかしたいというふうに思っておりますので、貴重なご意見として承らせていただきます。

ありがとうございます。

議長(小林会長)

今石山委員からご質問あった件は大変難しい問題で、まず現状に対して有効な手だてが 都市計画として取れているかどうかということも、我々学会の方も、あまりこれはこうい う方法がいいというような処方箋を示せるような段階ではないのです、中心市街地活性化 に関しては。

ただ、今日のご質問に関してはこれ区域マスタープランですから、マスタープランというのは具体的な施策であるとか、土地利用の規定を直接はしないものですから、具体的なものを今イメージしているわけではなく、答えられないのです。

しかし、このマスタープランの計画のもとに計画体系がありまして、これを基にしまして、土地利用計画であるとか中心市街地活性化計画であるとか、再開発計画であるとかいろんなものが連動して動くようになっておりますので、そういったものの中でまたその場その場で状況を見ながら議論を進めて、皆合意のもとで計画を進めていくというような仕組みになっておりますので、いろんな機会をとらえて、どうぞご発言いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

委 員(10番 佐原委員)

10番の佐原真紀です。

37 ページなのですけれども、福島おおざそうインターの工業団地について周辺営農への 影響に配慮しつつというふうになっておりますが、農業に対しての影響というのは、例え ばどのようなことが想定されると考えているのでしょうか。

どこに配慮してという、今のところ上がっているイメージなどありましたら、教えていただきたいと思います。

事務局(都市計画課 大波係長)

(パワーポイント資料の20ページを掲出)

今佐原議員さんの方からありました通り、具体的にどういう配慮しているかというところなのですが、こちらの先ほど課長が説明しました福島おおざそうインター地区計画を新たに今回設定させていただきました。

この中で、例えば右端の、今現在圃場整備で右側も田んぼ畑に綺麗に区画されている エリアでございます。

そこの間に道路を作って、黒の点線がありますけど、これは3mほど外壁後退ということで、極力建物を農地に近づけないようにするなり、あとは建物の色なり、あと圧迫感なり、そういうのをこの地区計画の中で、少しでも営農されている方に気にさわらないような、配慮できるようなことをこの地区計画の中で一定の制限をかけてございます。

それが周辺営農への配慮というような部分になるかと思います。

委 員(13番 沢井委員)

13番の沢井です。

同じく37ページの①の方のところなのですけども、意見というか、「多様な高次都市機能の誘導を促進し、周辺部を支える拠点性の高い駅前地区」、その「周辺部を支える」というのは、具体的にどういう意味なのか。

ここの文章を読んで見て、今の人の流れの現状にちょっと合ってないような気がします。 で、この周辺部を支えるというのは本当に支えるような状況になっているのか、どうい う意味なのか、まずそこをお聞きしたいですけど。

事務局(都市計画課 大波係長)

ここの周辺部を支えるという意味は、まずここの場所は東口の再開発事業で、あと数年で、完成したホテルであったりマンションであったり、あと商業施設とか、あとコンベンション機能が入る予定でございますが、そこがかなり集客施設というふうに完成した暁には、そういうふうになれば、そこが人がかなり集まるコアな部分になりますので、その近隣の周辺ちょっと離れたところもここがあることによって支えられるというか、お客様も流れるようなイメージとして、周辺部を支える拠点性の高い再開発事業の場所だということで、そのような表現をさせていただいております。

委 員(13番 沢井委員)

ありがとうございました。

これは意見なのですけど、周辺に住んでいる方々からすると、思った文章表現ではない のかなという気がいたします。

人々の流れは今、なかなか駅中心に向いていないというそういう現状の中で、それを ある程度肯定しながらやはりマスタープランも計画していかなくてはならない部分もある のではないかという、意見です。

議 長 (小林会長)

よろしいでしょうか。

今文言についていろいろご意見いただいているわけですが、これはあくまでも文言ですので、またこれは県の都市計画審議会の方で議論されていることですので、そこには多様な意味が込められている可能性もありますし、また、多様な意味が読み取れますので、解釈できますので、いろんな観点から見ていただいて、妥当な文章であればこれでよろしいかと思うわけですけども、問題があればご指摘いただきたいというふうに思います。

今、事務局から、市の事務局の立場としてそれを解釈していただいているかと思います。

議長(小林会長)

最近は、私は逆に考えるに、周辺部を支える拠点性、拠点性といっても最近いろいろな拠点性がありますので、もともとその駅を中心に発達した、中心市街地であるということで周辺部というのをつけてあるのだというふうに思いますが、それもいろんな解釈ができる中で、その場その都度、もう一度解釈しながらいろんな他の事業や計画等に反映させていくことになろうかというふうに思います。

先ほどの都市と周辺営農への影響というのも、これは都市計画本来の課題でありまして、 都市と農村のバランス調和というのが、もともとの大きな課題としてあったもので、これ も私は、今日ご説明いただいたようなことで、結構かと思うわけです。

せっかく来ましたので、川崎委員だけではなく、私も意見を言わせていただきますと、 私が一番心配したのは、せっかく今道の駅が成功しておられて、大変すばらしいものに なっていて、ただ外側から見ますと本当に、福島に来て素晴らしい農村風景の中に、一つ 端然と輝いているわけです。

そこの農産物を加工したものとかいろいろあって、福島の魅力が実感できる場所としてあるわけで、それが周り工業地帯になってしまうと、隠れてしまうのではないかと私自身は個人的にはそう思ったわけですけども、そこもやはり、周辺とのバランス、営農とのバランスだと思うのです。

農業的な魅力も生かしながら、せっかくの立地条件を生かして工業用地の開発をするということで、それをいかに調和させていくのかが今後の課題かと思うのです。

そういう点で今日先ほどお答えいただいたように、3mのセットバックであるとか緑化であるとか景観条例に基づいた誘導であるとか、そういったいろんな配慮でもって、工業団地自体も、周りのこの農村エリアに調和したものにぜひしていただきたいと思いますし、また逆に、周りにそういう工業施設が立地した時に、道の駅がまた逆に輝くように、もっとそれ自体も魅力的にしていっていただきたいと、もちろん思っているわけで、それも緑化なのか、先ほど案内サインが足りないのではないかというご指摘もありましたけども、そういったこともいろいろ考えながらさらに手を加えて、双方魅力的に、一つのインターチェンジとしての拠点性を活かしていっていただければ。

議 長 (小林会長)

それでは、他にご質問等無いようでしたら、お諮りしたいと思います。 それでは採決に入りますので、傍聴人と報道の方は恐れ入りますがご退席願います。

(傍聴人退場)

一つずつ承認したいと思います。

初めに、協議案件1 県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案の承認については、市の意見通り、異存がないことで福島市都市計画審議会としても同意し

てよろしいでしょうか。

同意される方は挙手願います。

(同意多数)

ありがとうございます。

賛成多数と認め、協議案件1につきましては原案の通り同意することに決定する旨、 市長に答申いたします。

続いて協議案件2 県北都市計画区域区分を変更する案の承認については、市の意見通り、異存がないことで福島市都市計画審議会としても同意してよろしいでしょうか。 同意される方は挙手願います。

(同意多数)

どうもありがとうございます。

それでは賛成多数と認め、協議案件2につきましては原案の通り、異存がないことを 市長に答申いたします。

以上で本日の審議等はすべて終了いたしました。 その他事務局で何かありますか。

事務局(都市計画課 大波係長)

事務局からは特にございません。

議長(小林会長)

どうもありがとうございます。

長時間にわたりまして、委員の皆様には、慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。

議長の任を解かせていただき、進行を事務局に戻します。

どうもありがとうございました。

司 会(都市政策部 紺野次長)

小林会長、スムーズな議事進行をいただきまして、ありがとうございました。

また、委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりご審議いただきまして、誠に ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、第 124 回福島市都市計画審議会を閉会させていただきます。 本日は誠にありがとうございました。